

歴史まちづくり法のスキーム

地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学省、農林水産省及び国土交通省の3省共管で平成20年11月に施行。

基本方針

(主務大臣が策定) (法第4条)

歴史的風致維持
向上協議会

NPO等、多様な主体の連携の
もと施策を推進 (法第11条)

歴史的風致維持
向上支援法人

意見

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

- 方針
- 重点区域の位置及び区域
(重要文化財建造物等の周辺)
- 文化財の保存又は活用に関する事項
- 歴史的風致維持向上施設の
整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の
指定の方針
- 計画期間 等 (法第5条第2項)

認定申請

(法第5条第1項)

国による認定制度

文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

協議

(法第5条第9項)

関係行政機関の長

歴史的風致維持向上 地区計画 (法第31条)

住宅地の規制のままで、
歴史的な建造物を飲食店
や工房等に活用できる地
区計画制度を創設

認定

(3ヶ月以内)

(法第6条)

重点的な
支援

認定歴史的風致維持向上計画

(法第5条第8項)

各種事業による支援
社会資本整備総合交付金

都市公園等事業

都市再生整備計画事業

街なみ環境整備事業

農山漁村地域整備交付金

地域用水環境整備事業

法律上の特例措置 (法第22条～第30条)

歴史的風致
形成建造物

都市公園

電線共同溝

文化財保護

農業用
用排水施設(※)

屋外広告物

- (※) ・土地改良法(農業用排水施設の管理に係る特例) (法第22条)
・農振法(農用区域内の開発許可に係る特例) (法第23条)

歴史まちづくり計画認定による特例措置(農林水産省関係)

農業用排水施設の管理の特例(歴史まちづくり法第22条)

都道府県は、支援法人^{※1}に対し、認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられた農業用排水施設^{※2}の管理の全部又は一部を委託することができる。

※1 市町村長が指定した、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人

※2 土地改良法第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設

支援法人による効率的な施設の維持管理



○まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している施設

農用区域内における開発行為の許可の特例(歴史まちづくり法第23条)

農用区域内の、農業用排水施設の増改築を行うことにより、当該施設が形成している歴史的風致の維持・向上に支障がある場合、都道府県知事は開発行為の許可をしてはならない。

開発許可の制限による歴史的風致の維持



○農用地の保全等と併せて歴史的風致の形成に寄与している施設

歴史まちづくり計画認定による支援（農林水産省関係）

1 認定と連携した支援措置

○ 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施 等

認定計画に位置付けられた土地改良施設は整備の対象とすることができる。

歴史的風致を形成する農業水利施設の維持保全の推進



支援措置により改修された用水路（群馬県甘楽町雄川堰）

2 その他の支援措置

○ 農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）

歴史的な土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事等を実施 等